

条例の点検・見直しシート

条例の題名		公立学校職員定数条例	作成年月日	平成24年6月29日	
条例番号		昭和32年三重県条例第9号	公布日	昭和32年3月30日	
所管部局課		教育委員会事務局教職員課	直近改正日	平成24年3月27日	
			電話番号	059-224-2956	
条例の概要		<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第3項及び第41条第1項の規定に基づき、公立学校の一般職に属する常勤の職員(教育公務員特例法第26条第1項の規定により同項に規定する大学院修学休業をしている者、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により任期を定めて採用される者、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣される者及び臨時の職員を除く。)の定数を定めるものである。</p>		条例の種類	委任型
視点	項目		回答	検討内容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。		はい	公立学校職員の人件費の基礎となる職員定数については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第3項及び第41条第1項の規定により、条例で定めることにより、明確になることから、本条例の目的は現在でも妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。		はい	公立学校職員の定数を条例で規定することにより、県民の代表である議会の関与に係らしめることが可能となり、開かれた県政運営に繋がることから、今後も公的な関与の必要がある。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。		はい		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。		該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)		はい	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第3項及び第41条第1項の規定により、条例で定めることが必要である。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。		はい	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第3項及び第41条第1項	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)		はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。		はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。		はい		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。		はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。		はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。		はい		
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。		はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。		はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。		はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。		はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。		はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。		はい		
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、廃止の必要がないと考える。		無	無